

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険は、将来起こるかもしれないと予測される危機に対して、加入者が公平に分担し万が一に備えるための相互扶助的な性格を持つ制度であり、被用者以外の方がもれなく加入する皆保険制度の中核でもあることから、健全な財政運営による制度の継続が求められています。そのため、国民健康保険料率を定めている国民健康保険法施行令では、賦課方式を応能負担と応益負担によるものとしており、上里町国民健康保険税条例においても同様の規定となっております。

町では、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化され、県と市町村が共同保険者となったことを踏まえ、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき安定的な運営を図るため県内保険料の統一の実現に向け保険税の見直しを進めております。前述のとおり応能負担のみとすることはできないと考えますが、被保険者の状況や社会情勢等勘案しながら、大幅な乖離のない設定となるよう慎重に検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担の軽減については、これまでも県国保運営協議会などを通じ要望してまいりました。6月現在、国会では、国保加入の未就学児の均等割額について令和4年4月より5割減額する方向で審議されております。町でも引き続き国、県の動向を注視し対応してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

県は法に基づき策定した埼玉県国民健康保険運営方針の中で、決算補填目的の法定外繰入金を赤字とし、県内の市町村に対し赤字の解消・削減を図るよう求めています。上里町も決算補填目的の法定外繰入金の解消計画に則り、赤字削減に向けて努力せざるを得ないものと考えています。

**(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

低所得者に対する減免については、まず法定軽減制度（7割・5割・2割軽減）があるため、その適用を行い、その他生活困窮の場合について非自発的失業者の軽減並びに生活保護の認定基準の 1.3 倍までを対象とし、申請に基づき減免を実施しております。現在のところ拡充の予定はありませんが、今後の社会情勢や他市町の状況等を踏まえ対応してまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、今年度も昨年度と同様、国の取り扱い基準に基づき実施いたします。国民健康保険税納税通知書への周知文書の同封や、町広報紙やホームページ等への記事掲載等周知をしており、窓口に行き届かない場合には郵送等での手続きについてもご案内しております。引き続き、被保険者の状況を伺いながら、公平性を担保し対応してまいります。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

一部負担金の減免については、上里町国民健康保険に関する規則第 12 条の規定による「国民健康保険一部負担金の減免等の基準」により対応しています。

農作物の不作、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難となった方に対して、世帯の生活費認定基準額の 3 倍を超える現金、預貯金及び有価証券等がなく、生活費認定基準額に対する平均収入の割合が、

110/100 未満の世帯は 100%免除が 3ヶ月間、

110/100 以上 120/100 未満の世帯は 50%減額が 3ヶ月間、

120/100 以上 130/100 未満の世帯は徴収猶予が 6ヶ月間としています。

減免条例の拡充は、近隣市町や社会経済状況を勘案しながら研究してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

申請書については必要最低限の情報のみ記入していただく様式となっています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

国保被保険者に対する制度ですので、町へ申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】**

税は納期限内での自主納付が原則ですが、期限内納付ができていない方に対しては、文書や電話による納税催告により自主納付を促すとともに、経済や経営、生活の状況などにより納付が困難な場合は、納税相談をご案内しております。納税相談では、滞納者に寄り添う姿勢での傾聴に努め、現在の生活状況や課題等の把握に努めながら、生活の再建を最優先に個々の状況に応じて納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】**

差押えなどの滞納処分については、法令により規定されていますが、直ちに差押えということではなく、納税相談などで滞納者に寄り添う姿勢で生活状況や抱えている事情等をできる限り詳細に聞き取り、状況に応じた納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。

しかし、財産調査を行った結果、納税資力があるにもかかわらず、納付や催告にも応じない滞納者については、税負担の公平性の観点から、やむを得ず差押えなどの滞納処分を行っております。なお、その場合でも本人や家族の生活を守るために、生活費相当額を控除しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

滞納処分については、国税徴収法により滞納者の財産を差押えなければならないと規定しておりますが、滞納者から「生活状況を伺う」姿勢は変えることなく、自主納付に向けて対応しております。また、業者の売掛金の調査は滞納者への信用への影響も大きいので、他に換価容易な財産がない場合等に滞納処分に必要な範囲で行います。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

国保税の滞納者に対しては、その経済状況・生活状況等により納税相談を受け付け、国保が将来起こるかもしれないと予測される危機に対して、加入者が公平に分担し、万が一に備えるための相互扶助的

な性格をもつ制度であることを理解していただきながら、少額に分納であっても納付していただけるよう折衝しております。

その中で特に、生活状況が厳しく納付困難な方へも気軽に納税相談をしていただけるよう案内しており、さらにきめ細やかな聞き取りをするなど配慮した上で適正に対応しております。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

計画的な納税について直接ご相談できるよう、短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁していただき、保険証を手渡ししています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁していただき、収税担当とともに現在の家庭状況等をお伺いし、生活に過度な負担がかからないよう、対象者に寄り添った納税相談を行うよう取り組んでいます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

平成30年度に資格証明書等基準の見直しを行い、以降、資格証明書の発行はありません。法律上に定めがあり、運用につきましては各自治体の判断で実施しているところです。①②の回答に準じますが、納税相談等を行うことにより、対象者の状況に応じて見極めていくことが重要だと考えています。

**(6) 傷病手当金を支給してください。**

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症対応として、国による財政支援の範囲において2021年度も実施しています。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

国・県では被用者以外への傷病手当金支給について、国保の枠組みとしての財政支援はおこなってい

ません。令和2年度に引き続き今年度も、被用者でない国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、傷病見舞金（一律20万円）を支給しています。

#### (7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

##### 【回答】

現在公募はしていません。保険医等を代表する委員については医師会・歯科医師会・薬剤師会より推薦をいただいています。また、被保険者及び公益を代表する委員については、区長会と民生委員からの推薦をいただいています。どちらも住民を代表する方と考えています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

##### 【回答】

- ①に準じますが、住民を代表する方として区長会及び民生委員からの推薦をいただいています。

#### (8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

##### 【回答】

特定健診は自己負担無料となっております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

##### 【回答】

特定健診と肺がん検診、大腸がん検診が同時に受診できます。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

##### 【回答】

未受診者に対する受診勧奨を引き続き行う中で、個人の都合に合わせて密にならない環境で受診できる、個別健診の利点について周知します。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

##### 【回答】

上里町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに留意しています。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

##### 【回答】

団塊の世代が 75 歳を迎え、後期高齢者医療被保険者と医療費の大幅な増加が見込まれる現状では、やむを得ないと考えます。

- (2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】**

所得如何に関わらず、高齢者の見守りにつきましては、社会福祉協議会や民生委員を中心に取り組んでいます。その方の状況に応じて各担当課と連携して対応するよう取り組んでいます。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

健康寿命の延伸を目的とし、健康マイレージ事業を実施しています。対象事業への参加やウォーキングの歩数が健幸ポイントとして付与され、ポイント数に応じた上里町共通商品券と交換できます。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】**

特定健診、がん検診、歯周疾患検診は無料です。

人間ドックは、25,000 円を上限とした補助を行っています。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】**

県北区域には、再編縮小の検討対象病院はありません。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

今後の状況を見極めながら、必要に応じて国や県に要望してまいります。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えるとともに、今後も起こりうる様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応できるよう人員体制の構築に努めてまいります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

**【回答】**

今後の状況を見極めながら、検討してまいります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

**【回答】**

今後の状況を見極めながら、必要に応じて国や県に要望してまいります。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】**

本庄市児玉郡医師会の協力を得ながら、ワクチン接種体制の構築に努めます。

## 2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5,255 円増)がありましたが、7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答】**

第 8 期介護保険料は、いわゆる団塊の世代が 75 才以上となる令和 7 (2025) 年、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年までの中長期的な視点を踏まえて、計画期間の 3 年間の高齢者人口、要介護認定者数、介護給付費等の介護サービス量を勘案し、必要な人に必要なサービスが提供されること、また安定的に制度を持続させていくことを考慮し、令和 2 年度中の 4 回の介護保険運営協議会において審議され、月額 100 円を引き上げて、4,950 円に決定いたしました。

今後も持続可能な介護保険の運営を推進するため、引き続き十分に検討を重ね慎重に決定いたします。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

**【回答】**

上里町では国による財政支援の交付額算定基礎となる減免基準にならい、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの減免対象期間に納期限及び支払日が設定された令和元年度及び令和 2 年度の保険料について減免しました。2020 年度の申請件数は 2 件で、減免額は 42,560 円でした。

なお、2021 年度につきましても、申請期間及び対象納期限等を延長し、且つ減免又は免除割合の対象所得金額の国による改正を反映して減免を実施します。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

現在、保険料の軽減につきましては、令和 2 年 3 月の介護保険法施行令等の一部改正及び消費税率 10%引き上げの満年度化を反映して、第 1 段階から第 3 段階までの保険料軽減が完全実施されました。

また、保険料の減免につきましては、災害等やその他やむを得ない事情により収入が著しく減少した場合等には、免除をすることが可能となっております。

そのため、広報紙等への掲載など減免制度の周知に努めるとともに、相談があった場合には利用者個々に応じ、丁寧に対応してまいります。

#### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

##### 【回答】

在宅サービスの費用は要介護状態区分により支給限度額が決められており、区分が高くなるにつれて支給限度額も高くなります。

ケアマネジャーが個々の要介護状態区分において適正な介護サービスのケアプランを支給限度額以内で作成しますので、支給限度額以上の費用が発生した場合は利用者及び家族の都合によるところが多いため、自己負担とさせていただいておりますのでご了解ください。

なお、利用者から個々に相談があった場合には、利用者の生活事情を伺いながら、ケアプランの見直しも含め、必要なサービスが適正に受けられるよう丁寧に対応してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

##### 【回答】

町では、利用者個人、若しくは同一世帯の負担額が一定額を超えた場合に、申請により超えた額が後日支給される費用負担軽減制度の高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度を実施しております。

なお、利用者から個々に相談があった場合には、利用者の生活事情を伺いながら、ケアプランの見直しも含め、必要なサービスが適正に受けられるよう丁寧に対応してまいります。

#### 5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

##### 【回答】

認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、地域支援事業の任意事業において要介護者及び要支援2認定者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に家賃等助成事業を行っていますが、現在対象事業者はおりません。

なお、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護につきましては、現在当町には該当事業者がおらないため、助成制度も創設の予定はございません。

今後、事業者及び利用者から個々に相談があった場合には、状況に応じ丁寧に対応してまいります。

#### 6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

##### 【回答】

新型コロナウイルス感染の拡大に伴う介護事業所の経営状況についての実態把握はしておりませんが、少なからず感染拡大による影響を受けているものと認識しております。そこで、令和2年度に町では町内事業所に対し応援金を支給いたしました。

今後の町独自の追加財政支援については、感染状況や県の施策を注視しながら、町の財政状況を考慮



し慎重に検討したいと考えております。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

感染防止対策につきましては、介護事業所へのマスクや手袋、消毒液などの配布を県からの依頼により配布しております。今後の町独自の施策については、事業所のニーズや県の配布動向を注視しながら慎重に検討したいと考えております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

**【回答】**

現在、保健センターを中心に、高齢者、基礎疾患をお持ちの方など優先順位を定め、段階的にワクチン接種を行っています。また、施設従事者を対象に町内の医療機関において、当日キャンセルが発生した場合に対応するためのキャンセル待ちリストの整備を行っています。

公費による PCR 検査ですが、現在、埼玉県において入所系施設及び通所系事業所の職員を対象として実施しております。上里町では PCR 検査は感染拡大の抑制や早期治療につながる有効な手段の1つと考えますが、新型コロナウイルスの主要な感染経路は口や鼻からの飛沫の侵入と言われておりますので、まず優先すべきことは、マスクの着用、手洗い、手指消毒等の日々の感染対策の徹底を引き続きお願いしたいと考えております。

また、各施設において、サービス提供時の適切な個人用感染防護具の使用等により、感染経路を遮断するなどの感染予防策への取り組みにつきましても引き続き要請していきたいと考えております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】**

町内にある特別養護老人ホームなどの施設につきましては、現在充足していると捉えているため増設等の予定はありませんが、第8期介護保険事業計画においても、「通い」を中心に「泊まり」を組み合わせながら住み慣れた自宅で自分らしく暮らせるサービスの「小規模多機能型居宅介護」の事業所整備の推進を第7期介護保険事業計画に引き続き取り組んでまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

**【回答】**

当町は地域包括支援センターを直営で1か所設置し、職員体制を地域包括支援センターが設置された平成18年度の5人から令和3年度には8.89人に増やして、高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応しています。そして、働きながら介護する家族等の相談支援窓口を平日時間外、土日開設し、相談支援体制の充実を図っています。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするた

めの手立てを行ってください。

**【回答】**

前年度においては、埼玉県協力のもと、町内各施設等への消毒液やマスク等の配布を実施しました。今後は社会情勢等を鑑み、埼玉県との協議の上、感染症対策を検討してまいります。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】**

PCR検査及び医療機関への入院については、町による予約等の対応は出来かねますが、埼玉県が実施する「埼玉県受診・相談センター」への相談や、「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」等をご利用いただき、受診や検査のご予約に繋げていただきたく存じます。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

**【回答】**

施設等整備及び人材確保につきましては、障害者のニーズに適切に対応する為、埼玉県及び近隣施設等との連携を強化し、実情に応じた体制の整備に努めます。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

基礎疾患のある方は、高齢者の次の接種順位となります。ワクチン接種は、個別接種も実施していますので、かかりつけ医で接種していただけると思われます。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものとなっており、接種における優先順位が定められておりますので、国の方針に従ってのご案内となります事へのご理解を賜りたいと存じます。

障害をお持ちの方に対しましては、可能なかぎり適宜適切な情報提供及び対応が行えるよう検討して参りたいと存じますのでご理解いただきますようお願いいたします。

## 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

**【回答】**

令和5年度末までに、児玉郡市で共同整備することを自立支援協議会で検討していきます。第6期上里町障害福祉計画に定めています。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

今後必要に応じて、予算化も検討していきたいと考えております。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

児玉郡市自立支援協議会におけるメンバーの民間事業所及び行政への相談内容も考慮し、出来る限り対応できるような整備を検討していきたいと思います。

**3、障害者の暮らしの場を保障してください。**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答】**

障害者入所支援施設への入所待機者は数名おります。ニーズに適切に対応する為、埼玉県及び関係機関との連携を強化し、実情に応じた体制の整備に努めます。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

緊急時の対応が迅速に行えるように、関係機関との連携を今後も密に行っていきます。また緊急対応にならないように、本人及び関係機関が連携し、長い期間を見据えた住まいや収入、財産管理等の生活の在り方の意見交換をし、現在の状況を勘案し、今後必要と思われる各種サービスや成年後見制度等の活用を検討し、切れ目のない支援を引き続き行っていきます。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

**【回答】**

現状ではすべての方を把握しきれいていません。今後、できる限り対応できるよう検討していきたいと考えております。

**4、重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

所得制限、年齢制限については、制度を安定的に継続していくために必要と考えております。なお、一部負担金の導入については、現在の所予定していません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

現在、児玉郡市内においては、現物給付を実施しています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入

院も補助の対象としてください。

**【回答】**

対象者については、埼玉県の補助基準に則って実施しています。対象者及び支給内容の拡大については、県の動向を踏まえ検討してまいります。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】**

二次障害に悩んでいる方々が必要とするサービスの案内等を行い、関係機関や事業所との連絡調整及び保健、医療部門との連携を図っていきます。

5、障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

上里町においては、実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

県との割合負担以外の上里町における独自の持ち出し予算額等はありません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

上里町では1年間の利用上限時間を150時間と定めています。現状、上限まで利用する方はいないので、利用時間の拡大は予定していません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

県の補助事業であり、現状通り県の定める要綱に沿って事業の提供を進めていきたいと思っております。町単独での利用料軽減を実施するかについては県や近隣市町の動向に注視しながら必要に応じて検討を実施したいと思っております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

本事業の継続等も含めて、県の動向に注視しながら検討していきたいと思っております。

## 6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

### 【回答】

初乗り料金の改定を受け、配布枚数を4枚増やし28枚としました。福祉タクシー制度は県の協議会で制度の仕組みを検討していますので、100円券につきましては町単独での導入は難しいと考えます。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

### 【回答】

福祉タクシー制度につきましては、利用者本人が利用する場合、介助者も同乗することが可能です。燃料費助成制度について、平31年度より視覚障害者と同居し生計同一の親族の方も対象とする改正を行っております。所得制限や年齢制限の導入は今の所予定していません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

### 【回答】

福祉タクシー制度につきましては、利用者本人が利用する場合、介助者も同乗することが可能です。燃料費助成制度について、平31年度より視覚障害者と同居し生計同一の親族の方も対象とする改正を行っております。所得制限や年齢制限の導入は今の所予定していません。

## 7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

### 【回答】

上里町は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲につきましては、ア. 要介護認定3～5を受けている者、イ. 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者、ウ. 療育手帳マルA・Aの交付を受けている者、エ. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている者、オ. その他、上記の要件に該当しないが自力避難が困難な者と規定しており、ア～エの認定がなくても、オの要件に該当することにより名簿への掲載が可能となっております。登載者の避難経路、避難場所等については、個々の状況を把握した上で、関係者のご協力もいただきながら、個別避難計画の作成を推進してまいりたいと考えております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

### 【回答】

町が指定している福祉避難所は、町内に6か所、町外(本庄市)に1か所ございます。コロナウイルス感染症のため受け入れ人数に制限があるため、今後、町外の施設も視野に整備(協定)を進めてまいりたい。

また、受け入れ対象者についても、避難行動要支援者リストなどをもとに、本人の意向も踏まえながら施設管理者等と調整を行っていきたいと考えています。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

災害の規模にもよりますが、町内の被災状況並びに被災者の避難状況等を把握し、備蓄食料や応援物資をお届けできるよう、最大限努力いたします。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

災害時の人命救助等の目的に必要とする際には開示いたしますが、個人情報保護の観点から、目的により開示するか適宜、判断させていただきたいと思えます。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

感染症対策として、物品の整備と避難所開設時の運用方法等について、担当部局間で協議しております。また、感染者の対応につきましては、保健所と連携を図り、適切に県・国との役割分担のもと、対応いたします。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】**

町財政部門との協議の上、障害福祉関連事業について適切な支援が行える様、福祉予算の確保に努めてまいります。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

上里町では、令和3年4月1日時点では待機児童数はありません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

面積要件や保育士の配置要件を考慮せず、単純に定員に対して弾力化を行った場合、町全体では、約700人受け入れ可能と考えられます。年齢別の受け入れ児童総数については、保育室の面積や保育士の配置等も考慮する必要があるため、現状での算出は難しいと考えています。

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

町では、公立保育所、認可保育所の整備等については「子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めております。令和元年度には民間保育所も整備され待機児童総数は減少しております。しかしながら、年齢別にみると、低年齢児においては希望通りの入所が難しいケースもあるのが実情となっております。今後も「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者、地域のニーズ等を考慮しながら、町の実情に即した整備を進めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

障害児等、育成に支援が必要な児童の受け入れ枠は定めておりませんが、障害児等を受け入れた園に対しての補助制度は整えております。しかしながら、支援が必要な児童の受け入れを増やすには、施設整備や保育士の確保が必要となりますので、早急に受け入れを増やすことは難しいと考えます。補助金の増額に関しましては、国や県の動向を確認し、障害児保育事業の実情を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

現在のところ、町には認可保育施設に移行する認可外保育施設はございませんが、移行希望のある場合には施設整備事業費等についても検討してまいります。

**2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

**【回答】**

コロナ禍での少人数保育については、現状の保育士数、スペース等を考慮すると課題もあると思われまます。町としては、園児、保育士の安心・安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に助成等行ってきました。引き続き、保育園と協議を重ね、要望等がありましたら対応してまいります。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

待機児童を解消するためには、保育の量の拡大が必要であり、そのために保育士の処遇を改善することは保育士の確保に繋げる策の一つと考えております

国が実施する施策等情報提供に努め、町内保育施設に対し、保育士への処遇改善事業を積極的に推進してまいります。

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

昨年10月より実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、従来からの主食費に加え3歳から5歳の保育園等における食料費等（副食費）は各園で実費徴収されております。町では、副食費について、国の基準に加え町独自の基準を設け免除措置を行っており、子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。

**5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

上里町では、児童の処遇の低下や保育に対しての格差が生じないように、また、安心安全な保育を提供するため、県等が実施する研修の情報を町内保育園に提供し、参加するよう呼びかけております。また、児童福祉法に基づき、認可外保育所に対しては年1回立ち入りを行い、「認可外保育施設指導監査基準」に基づく指導監査を実施しております。その他の認可保育所についても、県と連携を図りながら、必要に応じて保育内容を確認し保育の質の確保に努めております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

現在、育児休業取得により就園中の子どもに対し退園を促すという取扱いはしておりません。また、入所希望がある場合には、個々の家庭事情等を丁寧に聞き取り、公平性を担保しつつ格差が生じないように支援を行っております。

**【学童】**

**6. 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、



また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

上里町の放課後児童クラブは、国が定める標準的な支援規模（1 単位をおおむね 40 人とする。）において運営されております。現在、コロナ禍の中、学童によっては分散保育等を実施している学童もあります。

また、民間学童保育所が新たに整備され、保護者の選択肢は増やすことができましたが、希望に添えない場合もありますので引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。

今後も、「上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき適正な運営を図ってまいりたいと考えております。

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町(同 50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

上里町では民間学童保育所に対して、国が実施する「児童支援の質の向上」を図るための処遇改善事業を積極的に推進し、適正に放課後児童支援員へ賃金として還元されるよう取り組んでおります。学童保育指導員の処遇改善については、引き続き普及を図りたいと考えます。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

公立公営については、県独自の補助はありませんが、県の動向等情報収集するなど今後も適切な運営に努めてまいります。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

**【回答】**

平成 31 年 4 月より、こども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡大しました。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**

県への助成対象の高校 3 年までの拡充について、要望していきたいと考えています。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

#### 【回答】

県が作成した「保護のしおり」をカウンターに置いて、制度の周知に努めております。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

#### 【回答】

生活保護の申請時には、その生活実態を正確に把握するために、詳細について聞き取りを行っておりますが、申請については本人の考えを尊重して対応しております。

### 3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

#### 【回答】

生活保護に決定・支給に関しては、埼玉県が担当していますので回答は控えさせていただきます。

### 4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

#### 【回答】

この件につきましては、町に権限がありませんので、回答は控えさせていただきます。

### 5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

#### 【回答】

生活保護に決定・支給に関しては、埼玉県が担当していますので回答は控えさせていただきます。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

**【回答】**

各課窓口部署等での手続きや相談の際に、生活に困窮している状況である場合には、生活困窮者及び生活保護担当部署へ、直接案内してもらうように連携体制はできています。また、生活困窮者自立支援制度を所管しているアスポート相談支援センター埼玉北部とも連携を密にし、対応しています。

以上